

自転車指導啓発重点路線(取手警察署)

令和4年5月



よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 信号無視
- 無灯火

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 信号を守る！

3 夜間は自分の身を守るためにもライトをつけましょう！

自転車のライトはつきますか？ 反射器材は汚れていませんか？
自転車に乗る前に、しっかり点検をしましょう！

